

# 法人市民税の減免について

次に該当する法人は、市税条例第47条により減免を認められる場合があります。

## 【対象】

- 1 公益社団法人及び公益財団法人
- 2 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(収益事業を行うものを除く。)
- 3 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行うものを除く。)

## 【申請方法】

毎年5月末までに、収支計算書を添付して市税減免申請書を提出してください。

※ 申請手続きが遅れると減免を受けられなくなりますのでご注意ください。

決算等の都合により収支計算書を添付できない場合も、申請書は期限までにご提出をお願いします。

※ 町内会等でその業務が収益事業でない旨、税務署から確認を受けている場合には、それが分かる文書の写しを添付してください。

## 【申請書】

恵庭市ホームページからダウンロードしてご利用いただくか、  
下記の問合せ先までご連絡ください。申請書を送付いたします。

## 【注意】

- 1 減免を受けようとする算定期間については、定款等に定められた事業年度に関わらず一律4月1日から3月31日を算定期間として適用します。(地方税法312条第3項第4号)
- 2 活動等の事業内容が収益事業に該当するかどうかについては、事前に管轄の税務署に確認をしてください。
- 3 収益事業を開始した場合は、管轄の税務署に提出した「収益事業開始届出書」の写しを添付して「法人異動届」を提出してください。収益事業を廃止した場合も同様です。  
「収益事業開始届出書」は国税庁ホームページから、「法人異動届」は恵庭市ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。
- 4 収益事業を開始した場合は、法人市民税の申告・納付が必要です。
- 5 減免申請書は、減免を希望する年度ごとに提出が必要です。遡って減免申請を行うことはできません。

## 【市税条例 ～ 抜粋】

第47条 市長は、次の各号の一に該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1) ～ (3) 略

(4) 公益社団法人及び公益財団法人

(5) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行うものを除く。)

## 【問合せ先】

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地 恵庭市役所 総務部  
税務課 法人市民税担当(本庁舎1階⑱番窓口)  
電話 0123-33-3131(内線1430)